

30川健高事第52号
平成30年4月4日

介護サービス事業者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

平成30年度介護報酬改定に伴う利用者等への料金改定の説明について（通知）

日頃から、本市の高齢者施策の推進に御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス事業者等は、介護サービスの提供の開始に際し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を利用者に交付して説明を行い、当該利用申込者から同意を得なければならないとされています。

そのため、平成30年度介護報酬改定により変更が想定される重要事項説明書につきましても利用者に対してあらためて説明し、同意を得る必要がありますが、この利用料の変更は、介護保険法の規定に基づき定められている基準の改定に伴うものであることから、利用者及び介護サービス事業者等双方の負担軽減を図る観点から、次のような対応をとることも差し支えないと考えられますので、御対応よろしくお願いいたします。

なお、平成30年度介護報酬改定に関わるQ&Aについて【その2】でもお伝えしておりますが、この平成30年度介護報酬改定による運営規程の変更等については、本市への届出は不要としております。

【対応の例】

平成30年度介護報酬改定後の基本単位や新たに算定する加算により変更となる利用者負担額について書面等で説明を行い、同意を得る。

（高齢者事業推進課事業者指導係）

電話：044-200-2910

（高齢者事業推進課事業者指定係）

電話：044-200-2469